

東村山市公式キャラクターデザイン等の利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東村山市（以下「市」という。）が定める公式キャラクター（以下「キャラクター」という。）の名称及び図柄（以下「デザイン等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン等)

第2条 キャラクターの名称は「ひがっしー」とし、その図柄は別図のとおりとする。

2 デザイン等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。以下同じ。）は、全て市に帰属するものとする。

(利用の申請)

第3条 デザイン等を利用しようとする者は、東村山市公式キャラクター利用許諾申請書（第1号様式）にデザイン等の利用方法が明示された書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市以外の者が市又は東村山市教育委員会の主催、共催又は後援により実施する事業に利用するとき。
- (2) 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的により利用するとき。
- (3) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において利用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

(利用の許諾等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、デザイン等の利用を許諾するときは、東村山市公式キャラクター利用許諾通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、許諾（次条第2項及び第6条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）をしないものとする。この場

合において、市長は、東村山市公式キャラクター利用不許諾通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) デザイン等を著しい変更に伴い、キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 東村山市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、デザイン等の利用について市長が適当でないとき。

3 市長は、許諾をするにあたり、必要な条件を付することができる。

（許諾の有効期間等）

第5条 許諾の有効期間は、3年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

2 前2条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第3条中「あらかじめ」を「市長が定める期間内に」とする。

（許諾内容の変更等）

第6条 許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、許諾を受けた内容を変更しようとするときは、東村山市公式キャラクター利用変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 第4条の規定は、前項に規定する変更について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」を「第6条第1項」に、「デザイン等の利用」を「許諾内容の変更」に、同条第2項中「許諾」を「変更の許諾」とする。

（利用料）

第7条 デザイン等の利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた目的にのみ利用すること。
- (2) 第2条に規定する名称並びに市が別に定める形状及び色の規格に沿った図柄を利用し、デザイン等の変更を行わないこと。ただし、市長が認めた場合を除く。
- (3) 許諾に基づきデザイン等を利用して作成した物件（以下単に「物件」という。）の完成見本を提出すること。ただし、完成見本の提出が困難と認められるものについては、写真等の提出をもってこれに代えることができる。
- (4) 許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 物件について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録等の出願を行わないこと。

(許諾の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、許諾を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、利用の許諾を受けたとき。
- (3) 前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、デザイン等の利用を継続することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により許諾を取り消したときは、東村山市公式キャラクター利用許諾取消通知書（第5号様式）により当該取消しをした利用者に通知するものとする。

3 前2項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件の利用を直ちに中止しなければならない。

4 市長は、許諾を受けずにデザイン等が利用された場合及び利用者が第1項及び第2項の規定により許諾を取り消されたにもかかわらず、当該許諾に係る物件の利用を中止しない場合は、著作権法その他の法令の規定に基づき、

利用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第10条 市は、前条第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任（次項において単に「法律上の責任」という。）を一切負わない。

2 市は、利用者がデザイン等の利用により第三者に対して与えた損害又は損失について、法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、第9条第1項各号の一に該当した場合において、市に損害を与えたときは、その損害について賠償しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、デザイン等の利用状況等に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

2 利用者は、申請書に記載した利用者の住所、名称、代表者氏名及び連絡先について変更が生じたときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(公表)

第13条 市長は、デザイン等の利用を広く促進するため、デザイン等の利用の許諾に関する状況等を公表することができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

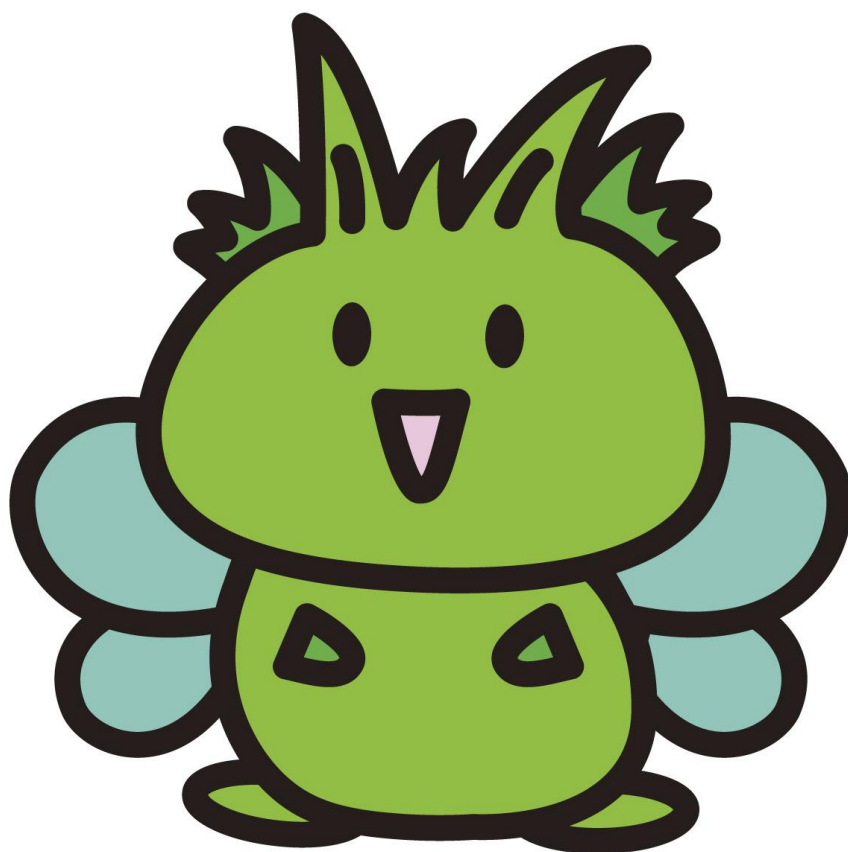
1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に行われているデザイン等の利用は、この規程によるデザイン等の利用とみなす。

別図（第2条）

キャラクターの図柄



第1号様式（第3条）

年 月 日

東村山市公式キャラクター利用許諾申請書

（あて先）東村山市長

（〒 - ）

住所

名称

代表者氏名

㊞

東村山市公式キャラクター「ひがっしー」のデザイン等を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分	新規 ・ 更新（許諾番号： ）		
2 物件の名称			
3 利用区分（当てはまるものに○）	商品製作 広告	商品パッケージ その他（ ）	
4 利用するもの	図柄のみ ・ 図柄と名称		
5 主に利用（流通・掲示）する場所（地域）			
6 利用期間（3年以内）	年 月 日から 年 月 日まで ※更新の場合は、許諾期間満了日の翌日から		
7 商品・広告等の種類	種類	7 製作物の点数 （色・サイズが異なるものは各1点で数える）	点
8 有償・無償の別	有償 ・ 無償 売価 円（税込）		

●連絡先 部署名：_____ 担当者名：_____ 電話番号：_____ メールアドレス：_____

●添付資料

（1）新規申請の場合

- ・デザイン等の利用方法が明示された書類（企画書、レイアウト、原稿、画像等）

（2）更新申請の場合

- ・現在、許諾を受けて利用している物件等（写真、画像データでも可）
- ・東村山市公式キャラクター利用許諾通知書の写し

※上記1～8の記載内容に変更が生じる場合は、別途「東村山市公式キャラクター利用変更申請書」を提出してください。

第2号様式（第4条）

年 月 日

東村山市公式キャラクター利用許諾通知書

様

東村山市長



年 月 日付で申請のありました東村山市公式キャラクター「ひがっしー」のデザイン等の利用について、東村山市公式キャラクターデザイン等の利用に関する規程第4条第1項の規定により許諾します。なお、利用に当たっては、下記の利用条件を遵守してください。

記

1 申請区分	新規 ・ 更新 ・ 変更
2 許諾番号	第 号
3 許諾期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 東村山市公式キャラクター「ひがっしー」のデザイン等を、許諾を受けた物件に限り利用することができます。許諾を受けた物件の完成見本（困難な場合は写真等）を提出してください。 ● 定められた色、形状及び名称等を用いてください。許諾なくデザイン等を変更してはいけません。 ● 利用内容、利用者の住所、名称その他の事項について変更が生じたときは、すみやかに報告してください。 ● 許諾を受けた権利を他人に譲渡、また転貸することはできません。また、許諾を受けた物件について、利用者が商標や意匠等の登録を行うことはできません。 ● 申請書の記載内容に虚偽があった場合、不正な利用等が認められた場合、その他利用条件に違反した場合、許諾が取消されることがあります。 ● デザイン等の利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が責任を負うものとし、東村山市は一切の責任を負いません。 ● 許諾が取り消されたときは、デザイン等を利用することはできません。また、取消しにより利用者が生じた損害について、東村山市は一切の責任を負いません。 ● デザイン等の利用に関し報告を求め、又は調査を行うことがあります。また、デザイン等の利用を促進するため、利用許諾の状況等を公表することがあります。 ● 東村山市公式キャラクターデザイン等の利用に関する規程は、必要に応じて改正することがあります。

第3号様式（第4条）

年 月 日

東村山市公式キャラクター利用不承諾通知書

様

東村山市長



年 月 日付で申請のありました東村山市公式キャラクター「ひがっしー」のデザイン等の利用について、下記の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

記

申請区分	新規 ・ 更新 ・ 変更
不承諾の理由	1 東村山市公式キャラクターデザイン等の利用に関する規程第4条第2項第 号に該当するため。 2 その他 ()

第4号様式（第6条）

年 月 日

東村山市公式キャラクター利用変更申請書

（あて先）東村山市長

（〒 — ）
住所
名称
代表者氏名 Ⓜ

年 月 日付で許諾を受けた東村山市公式キャラクター「ひがっしー」のデザイン等の利用について、下記のとおり許諾内容を変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
1 物件の名称		
2 利用区分・利用するもの		
3 利用場所・期間		
4 種類・点数		
5 価格等		

●添付書類

- （1） 変更の内容が明示された書類（企画書、レイアウト、原稿、画像等）
- （2） 東村山市公式キャラクター利用許諾通知書の写し

第5号様式（第9条）

年 月 日

東村山市公式キャラクター利用許諾取消通知書

様

東村山市長



年 月 日付で許諾の決定をしました東村山市公式キャラクター「ひがっしー」のデザイン等の利用について、下記の理由により 年 月 日付で許諾を取り消しましたので通知します。

記

許諾番号	第 号
取消しの理由	1 東村山市公式キャラクターデザイン等の利用に関する規程第9条第1項第 号に該当するため。 2 その他 ()